

調査票案（世帯票）について

平成 31 年全国消費実態調査の世帯票について、第 4 回分科会における調査内容の検討を踏まえ、別紙のとおり案を作成した。

世帯票について、平成 26 年調査からの主な変更点は以下のとおりである。

世帯票（案）の前回調査からの主な変更点

	平成 26 年調査	平成 31 年調査（案）
労働時間	—	ふだんの 1 週間の就業時間を記入 (ユージュアル方式)
育児休業の 取得の有無	調査日時点を含む範囲で取得の有無を記入し、有りの場合は期間を記入	削除
就学状況	在学者の就学状況について、学校の種別及び国公立・私立の別を記入 また、各種学校・塾などへの通学状況を記入	学校の種別のみの記入とし、在学者の状況に加え、卒業者の最終卒業学校を記入 各種学校・塾などへの通学状況については削除 様々な事情でいずれの学校にも在学・卒業していない場合を考慮した選択肢の設定
子の住んでいる場所	近居の子 1 人について、住んでいる場所を記入	削除
被災に関する事項	過去 5 年間の被災状況について記入	削除
住居への入居時期	持ち家以外の世帯について、住居への入居時期を記入	削除
設備の有無	住居に元々備え付けられている設備について記入	削除 (一部を耐久財等調査票に移管)

○育児休業の調査項目の削除に関する考え方について

「育児休業の取得の有無」に対する主な意見

- ・「育児休業の取得の有無」について、育休取得は家計への影響が大きいので、取得の有無だけでも調査した方が良いのではないか。
- ・「育児休業の取得の有無」について、「就業・非就業の別」の選択肢を「就業」、「就業（育児休業等）」、「非就業」として引き続き調査してはどうか。

(対応方針)

現行の世帯票では、調査日時点を含む範囲で育児休業の取得の有無を記入し、取得している場合は期間を記入することとなっている。記入負担の大きい全国消費実態調査において、調査項目は真に必要な項目に絞るべきだが、育児休業の取得に係る項目の調査対象数は409世帯と標本規模が小さく、調査対象数の少ない項目をあえて残しておくことは難しい。

育児休業の取得に係る項目を廃止する代わりとして、今回追加される項目「(5) ふだんの1週間の就業時間」において、選択肢に「休業中」を用意し、育児休業・介護休業等の休業の種類は区別できないまでも、休業中か否かの把握はできることとした。

○被災に関する調査項目の削除に関する考え方について

「被災に関する事項」に対する主な意見

- ・「被災に関する事項」については、東日本大震災を受けて平成26年調査時に追加したと認識しているが、継続的に調査する必要性については議論の余地があると考えている。
- ・「被災に関する事項」については、思っていたよりも集計世帯数が少なかったため、削除もやむなしと考えるが、ダウンロード件数は新規項目で認知度が低いこともあって少なめに出ている可能性がある。自然災害と消費の関係性を見ることは重要であるため、過去に被災したかどうかや被災年を調べるという形で調査項目として継続していただきたい。

(対応方針)

平成26年調査に関する行政上の施策への利用がないこと、被災に関する項目の調査対象数は1,853世帯と標本規模が小さいこと、結果表の利用件数も少ないことから、本項目は廃止としたい。

なお、「住宅・土地統計調査」(総務省)でも、東日本大震災に関する項目を廃止している。

○子の住んでいる場所及び住居への入居時期の削除に関する考え方について

①「子の住んでいる場所」及び②「住居への入居時期」に対する主な意見

・「子の住んでいる場所」について、高齢者のみの世帯において別居の子供がどうあるかというのは、介護の問題とも関係するため、調査の必要性は高いと考えている。同様の観点から、「住居への入居時期」もあった方が良い。両項目の調査は継続してはどうか。

・「子の住んでいる場所」について、実際に使っている人はあまり聞いたことがないが、同居率が減っているという話になると近居の話が出てくる。近居については全国消費実態調査でケアしている、といえるのは重要なアピールになると考えている。

・「子の住んでいる場所」について、子供との関係だけでなく、例えば介護を要する親や、世帯外の援助対象者を把握するという観点から、子供に限定せずに調査していただきたい。

(対応方針：①「子の住んでいる場所」)

平成 26 年調査に関する行政上の施策への利用がなく、結果表の利用件数も少ないことから、本項目は廃止したい。

また、「子の住んでいる場所」(近居の子)については、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の大規模調査実施年(平成 25 年、平成 28 年)や「住宅・土地統計調査」(総務省)においても調査している。

なお、「子の住んでいる場所」欄について、子供との関係に限らず、対象を拡大して捉えようとした場合、例えば「介護を要する親」については、誰にとっての親なのか、「介護を要する親」以外の家族にも介護を要する者がいるかなど、調査のしかたによっては調査項目を複数追加する必要が生じてしまい、報告者の負担が大きくなるため、調査内容を拡大することは難しい。

(対応方針：②「住居への入居時期」)

平成 26 年調査に関する行政上の施策への利用がなく、結果表の利用件数も少ないことから、本項目は廃止したい。

また、「住居への入居時期」については、「住宅・土地統計調査」(総務省)においても調査している。

○就学状況の調査項目における「未就学」の取扱いについて

就学状況の調査項目では、在学中の人はその学校について、卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入することとしている。何らかの事情により、いずれの学校にも在学・卒業していない場合は、「未就学・その他」の項目を選択し、さらに「その他（乳児など）」を選択することとしたい。

なお、集計の際には、当該世帯員の年齢により「乳児」と「その他」を区分する。